## 【別表】

## 静岡商工会議所会費額決定基準細則

## < 会費額査定基準表 >

資本金額 従業員数(人)	個人		500万未満		1000万未満		2000万未満		3000万未満		5000万未満		1億未満		5億未満		5億以上	
0~9	3口以上	7,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上
10 ~ 19	4口以上	10,000円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	7口以上	17,500円以上
20 ~ 29	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	6口以上	15,000円以上	7口以上	17,500円以上	8口以上	20,000円以上
30 ~ 39	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	5口以上	12,500円以上	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	7口以上	17,500円以上	8口以上	20,000円以上	9口以上	22,500円以上
40 ~ 49	5口以上	12,500円以上	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	8口以上	20,000円以上	8口以上	20,000円以上	9口以上	22,500円以上	9口以上	22,500円以上	10口以上	25,000円以上
50 ~ 99	6口以上	15,000円以上	6口以上	15,000円以上	7口以上	17,500円以上	9口以上	22,500円以上	10口以上	25,000円以上	11口以上	27,500円以上	12口以上	30,000円以上	13口以上	32,500円以上	14口以上	35,000円以上
100 ~ 199	10口以上	25,000円以上	10口以上	25,000円以上	12口以上	30,000円以上	14口以上	35,000円以上	15口以上	37,500円以上	18口以上	45,000円以上	20口以上	50,000円以上	21口以上	52,500円以上	24口以上	60,000円以上
200 ~ 299	10口以上	25,000円以上	16口以上	40,000円以上	18口以上	45,000円以上	20口以上	50,000円以上	22口以上	55,000円以上	24口以上	60,000円以上	26口以上	65,000円以上	28口以上	70,000円以上	30口以上	75,000円以上
300 ~ 499	20口以上	50,000円以上	20口以上	50,000円以上	24口以上	60,000円以上	26口以上	65,000円以上	28口以上	70,000円以上	30口以上	75,000円以上	35口以上	87,500円以上	38口以上	95,000円以上	50口以上	125,000円以上
500 ~ 999	25口以上	62,500円以上	26口以上	65,000円以上	28口以上	70,000円以上	30口以上	75,000円以上	32口以上	80,000円以上	34口以上	85,000円以上	40口以上	100,000円以上	45口以上	112,500円以上	55口以上	137,500円以上
1000 ~ 1999	30口以上	75,000円以上	35口以上	87,500円以上	40口以上	100,000円以上	45口以上	112,500円以上	50口以上	125,000円以上	55口以上	137,500円以上	60口以上	150,000円以上	70口以上	175,000円以上	75口以上	187,500円以上
2000 ~	35口以上	87,500円以上	40口以上	100,000円以上	45口以上	112,500円以上	50口以上	125,000円以上	55口以上	137,500円以上	60口以上	150,000円以上	70口以上	175,000円以上	75口以上	187,500円以上	100口以上	250,000円以上

- 1.1口の会費額を年額2,500円とし、会員が負担する会費の口数の査定は、前年度4月1日現在における従業員数、資本金額を基準とし、「会費額査定基準表」 に基づき行う。
- 2. 会員の最低会費の年額は、個人事業者 7.500 円・法人事業者 12.500 円とする。
- 3.組合・団体等(NPO法人を含む)については、一律的な年会費額を適用する(任意組合 7,500 円・法人組合 12,500 円)。ただし、組合・団体のうち出資金が1億円を超えるものは、出資金を資本金と読み替えて、商工業者と同様に「会議額査定基準表」に基づき、会費の口数を査定する。
- 4.地区内に所在する本社・本店が会員であり、加えて支店・営業所・工場等が会員となる場合は、一律的な年会費額を適用する(個人 7,500 円・法人 12,500 円)。

また、地区内に本社・本店を有しない事業所の支店・営業所・工場等が会員となる場合は本社・本店の資本金額を適用し、当該支店・営業所・工場等に常時 従事する従業員数(無給役員、派遣社員は除く)で会費額を算定する。

5.地区外に拠点を有する事業所が会員となる場合は、特別会員の扱いとし、会費額は一律的な年会費額を適用する(個人 7,500円・法人 12,500円)。 地区外事業所とは、会員登録の所在地を地区外とするものをいう。